

令和2年第3回教育委員会臨時会議事録

令和2年5月8日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時令和2年5月8日（金）午後2時00分～午後2時43分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃
教育人事企画課長

学務課長 村野 貴弘 済美教育センター長 佐藤 正明
所

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 担当書記 春日 隆平

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第59号 令和2年度杉並区一般会計補正予算(第3号)

(報告事項)

- (1) 緊急事態宣言の期間延長に伴う区立学校における臨時休業の延長について

目次

議案

議案第59号 令和2年度杉並区一般会計補正予算（第3号）・・・13

報告事項

（1）緊急事態宣言の期間延長に伴う区立学校における臨時
休業の延長について・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の会議について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局次長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程ですが、議案1件、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第59号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、同法第14条第7項の規定により、議案第59号の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 それでは、報告事項の1番「緊急事態宣言の期間延長に伴う区立学校における臨時休業の延長について」を学務課長から説明いたします。

なお、資料のうち、8番の「家庭学習について」は、済美教育センター所長から追って説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

学務課長 それでは、「緊急事態宣言の期間延長に伴う区立学校における臨時休業の延長について」ご報告させていただきます。

先日の4月30日の教育委員会で、臨時休業中の対応についてご報告させていただきましたので、主な変更点についてご報告させていただきます。

令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の期間が令和2年5月31日まで延長されたことを踏まえまして、区立学校の臨時休業を延長することとし、各学校、子供園に通知いたしました。その主な内容について報告いたします。

1番「臨時休業期間」ですが、既に4月30日にご説明させていただきましたが、当初の臨時休業期間は4月6日から5月6日まででした。そ

の後、期限を5月7日から5月10日まで延長したところでございます。今回は、改めまして5月11日から5月31日までを臨時休業期間として定めたものでございます。

2番の「登校日の設定」につきましては、引き続き感染防止の観点から設定はいたしません。

3番、4番ですが、児童・生徒への感染防止につきましては、引き続き感染防止の徹底を図るとともに、児童・生徒の健康観察を保護者に依頼する内容となっております。

5番の「教職員の勤務等」につきましては、一部変更してございます。これまでは、管理職1名及び日直として教員1名を通常勤務させる体制としていましたが、一部変更し、管理職1名、教員2割程度が在籍し、通常勤務することとしています。なお、教職員が原則として自宅勤務を行うことにつきましては、変更ありません。

6番の「令和2年度入学式及び始業式の実施」については、一部中学生を中心に入学式がまだできておりませんので、再開時の状況については改めて通知させていただきます。

7番の「家庭で過ごす児童生徒への連絡について」、こちらにつきましては児童・生徒の心身の健康状態等丁寧な把握に努め、少なくとも1週間に1回程度電話等による連絡を取ることにしております。学校とのつながりの希薄化や児童・生徒の孤立感の高まり等を招かないために、双方向での関わりを重視した取組を工夫するにしております。

8番につきましては、後ほど済美教育センター所長のほうから少し詳しくご説明させていただきます。

9番「部活動について」は、引き続き、校内・校外にかかわらず実施しないものとしてございます。

10番の「臨時休業中の済美養護学校の預かりについて」は、社会の機能を維持するために勤務を余儀なくされるなど、家庭で過ごすことが特に困難な方を対象に、在籍児童生徒の預かりを行うこととなっております。

11番「臨時休業中の学校開放事業について」は、引き続き実施しないものでございます。

12番「区立子供園の臨時休園等」につきましては、短時間保育については5月31日まで臨時休園とするものでございます。

13番「令和2年度就学援助希望調査について」ですが、希望調査票のほうは既に各家庭に配布できているのですけれども、登校日がないため、回収ができていない状況でございます。調査票は、保護者、学校に協力をいただいて、学務課あるいは学校に提出いただくこととしておりまして、学校受領分は、5月29日までに学務課に提出いただくよう、別途通知をさせていただいております。

14番、これは新たな項目ですが、「再開後のことについて」ということで、臨時休業中の学習の遅れを補う取組を確実に実施するという内容となっております。また、長期休業日等の短縮における授業日数の確保については、別途通知する内容となっております。

私のほうからは以上でございます。

済美教育センター所長 続いて、私からは臨時休業期間中における家庭学習についてご説明をいたします。

この間、学校では児童・生徒が家庭において各教科等の課題に取り組めるよう教材やプリントの配布などを行うとともに、家庭学習に活用できる学習材をホームページ等に掲載するなど、家庭学習への支援を行ってまいりました。

一方で、他の自治体の取組のニュースなどから、オンライン授業の早期開始を望む保護者の声が多数寄せられております。また、臨時休業の長期化により児童・生徒の自宅での状況把握や、家庭学習についての連絡や学習状況の確認等、各家庭への丁寧な支援を行うことが一層重要になっております。

そこで、児童・生徒の心身の状況や学習状況について、1週間に1回程度電話連絡を行うなど、個別の対応を行うとともに、ICTの活用を含めた学習支援等の取組について、各学校に指導したところです。児童・生徒に対して規則正しい生活習慣を身につけさせること、今ある環境の中で学校と子どもがつながる手段を増やし、充実させることを大切にしながら、1人1人の学びを継続できる取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

事務局次長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

久保田委員 改めてこの間のいろいろな取組に対して、心より感謝申し上げます。

げます。

今、報告された中の7番と8番あたりは、やはり学校現場レベルで一番大変なところかなとか、大事なところかなと思って、今日もお聞きしていました。この双方向での関わりとか、その下の学習課題を示しうんぬんのところ、この辺は各学校、先生方がどの程度できるのか、できているのかというところがポイントかなと思ひまして、その辺もう少し具体的に分かることがありましたら、教えていただければと思います。

済美教育センター所長 まず、双方向での関わりというところは本当に大事だと考えています。現在、どちらかというところ、一方的なものが多いのですが、その中でもゴールデンウィーク、連休前までに家庭と学校がつながる取組ということで、電話連絡だとか、あとは往復はがきを活用した取組等が各学校で行われました。そのメッセージが子どもから返ってきて、それをまた読んで学校から子どもに返したり、デジタルではないのですが、こういった今ある環境を生かした取組ということが各学校で続けられています。来週以降は、それを週1回、何らかの形で家庭とやり取りをしますので、引き続きこういったことが進められるかなと思っています。

学習課題についてもホームページであったり、あとはメールにて対応しています。それも対応できないご家庭には、直接郵送等を行いながら、各家庭でそういった取組ができるように丁寧に支援をしているところです。以上になります。

事務局次長 ほかによろしいでしょうか。

折井委員 家庭学習について、ほぼほぼ一保護者としてお聞きしたいと、そういう気持ちからちょっと質問させていただきたいのですが、
「学習課題について」というところで、例えばうちの息子が通っている学校では、例えば音読を、国語の教科書のここを読みましようとか、社会のここを読みましようというところで、教科書を読んでおいでというような内容が多いのです。この裏には、例えば算数だとかは、本当に家で分からないものは、教科書は参考書と違うので説明があまり書いていないので分からないだろうということで、分かることを前提であまり進めたくないという気持ちが裏にあるのかなと思ったりもしたのですが、この家庭学習の「指導計画・評価計画を踏まえ」というのは、どのあたりのことまでを「進める」ということなのでしょう。

済美教育センター所長 ご指摘のとおり、これまではどちらかというところ、家庭学習の課題を提示して、各家庭、子どもたちが独自にやってくるという方法だったのですけれども、やはり規則正しい生活と規則正しい学習習慣、学校では時間割を通して子どもたちが学ぶので、そういった意味で指導計画並びに評価に生かすのであれば、丁寧な評価の項目、そういったところをきちんと家庭と子どもに示した上で、家庭学習を課すということがこれから1カ月は必要だなと考えています。

ただ、授業ができるというわけではないので、実際に学校が始まったところで、家庭学習でやったことをまたさらに補いながら、子どもの学びをしっかりと高めていく取組が必要かなと考えております。

折井委員 重ねてちょっとお伺いしたいのですけれども、家庭学習の内容も評価に入ることなのではないでしょうか。というのは、例えば私はほとんどテレワークというのでしょうか、自宅にいますけれども、親御さんのかなり多くの部分が、特に共働きであれば、お仕事に出ている。子どもが1人いると、本当に生活を普通にしていだけでも精いっぱい。子どもたちが、前回は申し上げたけれども、やはり気持ち的にも寂しいとか、そういった気持ちが募っている中で、勉強の計画を立てるというのは本当に大事で、教育委員としては「そのとおりですね」とすごく言いたいのですけれども、一方でそういったことができない、もしくはうちの息子のように私が家にいても、言うことを聞かないような場合には、これこそがまさに焦りの原因になってしまうとか、計画を立てて進めさせてやりたいという学校側、行政側の気持ちと、また家庭状況の乖離が、本当に今回のコロナで難しいと思うのです。こうすればいいのだという解決策はないのも本当に承知しているのですが、これどうしたらいいのでしょうか。

済美教育センター所長 同じ悩みをもちろん私たちも抱えていて、例えばオンラインの双方向の授業、学習ができることで解決できるかといっても、それだけでもないと思うのです。やっぱり子どもたち1人1人の状況をしっかりと、学校にいるときのように難しいかもしれませんが、丁寧に聞き取って、何を感しているのか、何につまずいているのかということもきちんと返せばいいのですが、それもなかなか難しい状況ではあります。そういった中で、家庭学習ですからご家庭の責任も大きいとは思いますが、そこに学校ができることというのをお互いに悩みな

がら模索しているところかなと思っています。

事務局次長 ほかによろしいですか。

対馬委員 今までにない事態なので、対応は、いろいろ皆さん知恵を絞ってやっていただいて、本当に感謝しています。

最近、家の近くを歩いていたら、「医療関係者の皆さん感謝します」というのと同時に、「杉並区役所の皆さん、感謝しています」と出たので、私もちょっとうれしくなったりして、やっぱりそういう人たちも一生懸命働いているというのはとても伝わっているのだなというのはそのときにすごく感じました。

週に1回以上、はがきなり、電話なりで連絡を取るというのはすごく大事なことだと思うのですが、例えば週に1回連絡を取るというのは、児童・生徒本人と話をするのか、保護者の段階で止まってしまうのか。それだけでも大分違うような気がするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

済美教育センター所長 基本的にはやはり子どもと直接担任、または教科の先生が言葉を交わしたり、文を交わしたりということが大事だと思っています。中には保護者も一緒にいて、今の状況とかを、家庭訪問までできないですけれども、電話等を通して聞き取るようなことも実際ありました。学校によっては、3時間、4時間、半日程度の時間をかけて家庭と連絡を取ったという報告も聞いております。

対馬委員 今はやっぱりそれはとても大事だと思うので、学習のことだけではない、雑談みたいなこともとても大事だと思いますので、やっぱりそういうことで子どもたちのほうもちゃんとつながっている、見てくれている人がいるというのが分かることがすごく大事なのかなと思っています。いつまで続くか分からないのですけれども、ぜひまた温かい対応をしていただければと思います。

それともう1つ、文部科学省から、小1、小6、中3の分散登校を早めにしましょうというような話がニュースで聞こえてきたりしますが、そのあたりは何か対応案はあるのでしょうか。

済美教育センター所長 現在のところ、それについて杉並区として検討しているわけではございません。いつまで臨時休業が続くか分かりませんが、学校が早く再開できることを私たちも願っているのですが、その際には段階的に登校していったり、時差登校したり、いろいろな方法を組

み合わせて、早く子どもたちに学校の生活に慣れるような工夫を講じていきたいと考えています。

伊井委員 今は休業中ですがけれども、スタートしてから、どういうふうに段階的にやっていくかということが本当に大変だと思います。皆様のご尽力には感謝するところです。

あと、やっぱり子どもがコロナに対する不安だけではなくて、社会全体が抱えている不安に対しても微妙に反応していたり、心に物すごくいろいろな気持ちを、傷とまでは言えるかどうか分かりませんが、いろいろな思いを受けたりしているので、そこは本当に始まってからにはなってしまうと思いますが、連絡を取っていただくことでカバーしていったら、本来だったら4月の頭からやれていた先生との関わりや、学校との関わりで築かれるはずだったものを、ちゃんとバックアップしていくことが大切だと思います。信頼感とつながりみたいなものが時間をかけて構築できていないので、本当にこの後、ご苦労だと思いますが、このことが将来、子どもたちにとって、どんな影響を及ぼしていくのかというのは想定できなくて、私自身もとても祈るような気持ちなのです。そのあたりは大変かと思いますが、計り知れない部分に対して信頼感をまずは築いていく形で、そして学習をはじめ様々なことが全然例年と違うと思いますので、教育のもっとさらに深いところにあるものもいろいろと連携していただいて、カバーしていただけたらいいなと思います。本当によろしく願いいたします。

折井委員 先生とのコミュニケーションが大切というお話、複数の委員からありましたけれども、担任の先生が替わったクラス。特に6年生で替わったとか、あとは新1年生といったところでは、電話でのコミュニケーションが本当に「はじめまして」というところが極めて大変。大人は、初めての方でもある程度社会経験があると、こんなことしているのです、あんなことしているのです、ああいうことに困っていてねということもある程度話すことができて、子どもたちからすると、知らない大人と初めて話すといったこと自体もとても大変なことなのだろうなと思うと、本当に先生方もご苦労だろうなと思うのが1つです。

スマホに学校から週に1回、お電話の時間があって、保護者の人は在宅を必ずしもしなくていいですよ。かけ直さなくて大丈夫ですよということがあったとともに、1家庭3分ぐらいなので、お話ししたいことを

リストにしておいてくださいとあったのです。私はリストはいいかなと思ったのですが、私の中では親が先生と話して、子どもの状況を説明するのがお電話の目的なのかなと思ったのです。

ふと今、お話を伺っていて思ったのが、確かに子どもが話したほうがいいのかということと、実は親が周りにいないほうが本当はいいのかなど。それこそ、家族以外の人と話すことが本当に少なくなってしまう中で、クラス替えとか担任替えがなければ、ある程度コミュニケーションは可能なのかなと思うので、この電話をどのように捉えるかというのは、少し学校によって扱いが違っているのかなと。

でも、実際には先生に話して、子どもの息抜き、ガス抜きもあると同時に、実は結構親も追い詰められていて、家庭にいられないがゆえの焦りもあれば、私がそうですけれども、家にいてずっと一緒にいるから煮詰まっている人もいたりだとか、いろいろな形があるので、先生にもお話をさせていただきたいし、子どもとも話してもらいたいしということで、對馬委員からお話がありましたけれども、このお電話は先生方にとってとても負担が大きいと思います。何人も何人もずっと電話というのは、かなり心身の負担がかかると思うのですけれども、保護者側としてこうしていただけることを本当に感謝していますので、ぜひやっていただきたいなと思っています。

教育長 中瀬中学校の学校だよりも、中瀬中学校が子どもたちに往復はがきを出して、返信が来て、そのはがきが載っているのです。どのくらいですかね。30人くらい載っているかな。もちろん全文ではないと思いますけれども、1年生から3年生までのものが載っています。

先生たちが出した文面は、我々は分からないのですけれども、子どもたちから返ってきたものを見ると、本当に子どもたちは前向き、ちゃんと勉強しています。先生心配ありません。中には暇だという子もいましたけれども。本当に子どもたちの生の声、僕たちも頑張っていますよというメッセージなのです。非常にたくさん戻ってきている。特に1年生なんかはまだ先生の顔もよく分からないはずなのです。入学したてで。入学したてというか、中学校は入学式を多分やっていない。まだ学校に行っていない。そんな中でも顔もよく分からないだろうと思われる先生に対しても、僕は頑張っているよというメッセージを子どもたちが頑張って送ってきているのを見て、子どもたちってすごいなと思いました。

学校はもちろん勉強するところではあるけれども、社会性を身につけるところであり、しかし、休んでいる最中というのは、勉強はできる。変な話だけれども、ネットを使えば勉強はいくらでもできるサイトがある。しかしながら、社会性は人と関わらないと絶対身につかないものであり、今、みんな不安に思っているのはそこ。3月に学校を休みにしたときには、多くの保護者から「勉強はどうするのだ、残りの1カ月分」というお声やご意見がたくさんあったのが、今、徐々に変わってきて、そうした子どもとの関わり、つながりがとても大事なので、コミュニケーションをとってほしいと。

今回、先ほどありましたけれども、1週間に1回、先生たちは連絡をする。電話なり往復はがきなり、いろいろな方法で、家庭によってはやっている。もちろん双方向で顔を見てというシステムができればいいけれども、なかなかそれがすぐできるものではない。そうしたときに、学校の先生たちはじゃあ、何をしていくかと考えたときに、もちろん、勉強していくことは1つ大きなことではあるけれども、今、大事なのはそういう認知的なものではなくて、非認知の部分をどう支えていくかというのが、やっぱり学校の先生たちの腕の見せどころなのだろうなと思います。

本当に中瀬中の子どもたちを見ていて、たくましい子たちだなと。多分、これは学校が始まったら、今まで以上の力を出すのではないかなと思っています。ぜひこの5月末で終わって、6月から実施ができるようになるといいなと今、思っています。

事務局次長 ありがとうございます。ほかにご意見等はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございます。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、事務局次長、連絡事項がございましたらお願いします。

事務局次長 今後の教育委員会の開催の予定でございますけれども、次回5月13日水曜日、午後2時から定例会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。

事務局次長、お願いいたします。

事務局次長 それでは、日程第1、議案第59号「令和2年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程いたします。私、事務局次長からご説明させていただきます。

それでは、議案第59号「令和2年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。お手元の議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

歳入歳出予算でございますが、事務事業名の欄に記載の3事業について、補正額の欄に記載しましたとおり金額を補正するものでございます。

まず初めに、情報教育の推進についてでございます。区立小中学校、それから特別支援学校の休業がただいま長期化する中、児童・生徒に向けて現在杉並区公式ホームページにおいて、休業期間中に活用できる学習材のページを作り、自宅学習の時間割の作り方や学習課題の提示、また、様々な学習動画などを提供して、休業中の規則正しい生活習慣を身につけるとともに、児童・生徒の学びの支援を行っております。

ただ、一方でご家庭の状況によってはインターネット環境が整っていない世帯もあるため、このたび東京都が新設した補助制度を活用して、モバイルルーターとタブレット端末の貸出、それから通信費の補助を行うものでございます。

この議案のつづりの一番最後に、東京都の補助のスキームの概略を参考資料としてつけてございますので、併せてご覧いただければと思います。

このために、モバイルルーターと月額通信料、6カ月分のリース契約に要する経費、合わせて6,000万円と、貸出用に準備する区立学校のパソコン教室のタブレットPCの設定変更に要する経費、1,828万2,000円を計上いたします。

なお、これに要する経費は全額東京都の補助金を活用するために、特定財源に歳出と同額の7,828万2,000円を計上しているものでございます。

これが1点目です。

それから、次に2番目の学校給食の推進についてでございます。これまで3月の臨時休業に伴いまして、保護者への給食費返還に係る振込手数料、それから学校給食食材納入業者に支払った食材費相当額に当たる

経費、そして学校から発注を取り消したことによって、納入業者が在庫を抱えてしまった経費については、これは既に補正予算に計上したところでございます。

今回補正するものは、3月の学校給食の休止に伴って、食材の発注取消しにより影響を受ける納入業者の経費についても、違約金等として補助金の対象になることが改めて確認できたので、補正予算を計上するものでございます。

さらに、今年度になりまして4月以降も臨時休業が続いていることによって、納入業者に多大な影響が生じておりまして、学校再開後の学校給食の円滑な実施が困難となるおそれがあることから、納入業者の事業形態を維持継続するための区独自の給付金制度を創設して、支援するものでございます。

支給金額の考え方は、個々の事業者と区立学校との通常期の2カ月分の取引における各事業者の売上総利益、これは売上から原価を引いたものですけれども、その2分の1を乗じた額を事業形態を維持継続するための経費として、このたび経済産業省が作りました持続化給付金に上乘せする形で支給するものでございます。

今回の補正予算は5,161万1,000円を計上しているものでございます。内訳は、旧年度になりますけれども3月分、これは第3回目の補助になりますけれども、2,891万1,000円、それから4月分以降で、新年度のもので新たな給付金として2,270万円でございます。

3月分につきましては、全国学校給食連合会を通じて4分の3の補助が見込まれることから、特定財源のその他の欄のところに2,168万3,000円を計上しておりまして、差し引き一般財源は2,992万8,000円を計上するものでございます。

以上が2点目です。

それから、3点目の中学校の移動教室でございますが、これは令和2年3月24日付け、31杉教第11398号で、「新型コロナウイルス感染症に関する令和2年度の教育課程等の実施について」という通知を出しておりますが、これによりまして中学校の修学旅行については、2学期以降に延期する旨を教育長名で通知しているところでございます。これに伴いまして、修学旅行の1学期実施予定校のうち、5校について延期に伴う宿泊料及び狂言の鑑賞体験費用の取消料が発生しております。この取消

料全額250万2,000円を補正予算として計上するものでございます。

歳入歳出予算につきましては以上でございますので、議案をもう1枚おめくりいただき、2ページ目をご覧ください。教育費の総額を記載してございます。今回の補正によりまして1億3,239万5,000円を増額いたしまして、補正後の教育費の総額は、合わせて201億1,389万7,000円でございます。

以上で補正予算についての説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

折井委員 ICTの環境整備に関する経費、家庭学習用の通信環境整備に係る経費ということでここに載っていますけれども、ということは、基本的に自宅でタブレットなりパソコンなりを使った学習を今後させる予定や計画があるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局次長 本件は、区のいわゆる実施計画、基本計画とかそういった計画に実は載っているものではございません。ただ、新型コロナウイルスという有事である現在の状況の中で、家庭学習の時期が、5月で終わるのか6月になるのか分かりません。それから、また6月以降、仮に学校を再開したとしても、どこかの学校で感染者あるいは濃厚接触者が出ると、部分的に学校を休業する場合がありますので、事業の根拠となる計画はないけれども、東京都の今回の補助制度もありますので、少し前倒しで家庭学習のICT環境を整えていきたいと考えています。

今回の補正予算は、ご家庭にインターネット環境がない世帯に対しての支援でございます。そういったご家庭に対し、都が全額の補助を出して、これを機に一気に環境整備を進めようという支援策を打ち出したことから、調査を行ったところ、全体で5.6%のご家庭で通信環境がないという結果でした。区としても、都補助を活用し、整備を図っていくことでございます。

済美教育センター所長 今、インターネットの環境がないご家庭に対しては、今、学校が丁寧に、例えばプリントを印刷して渡すということをしています。ホームページやメール等で配信した教材を見られない家庭もやはり5%ほどあるのです。そういったご家庭にまずはデジタルのそういった教材が見られる環境を整えるとともに、今後、学校が今、動画、

教員によるメッセージだとか、学習の仕方だとかそういったことを準備していますし、教育委員会の公式のユーチューブのチャンネルもできましたので、そういったものを各家庭が見られる環境を全て整えるというのがこれの趣旨でございます。

折井委員 再開が待たれるところではありますけれども、そのように準備をしておいていただけると大変ありがたいなと思います。というのは、夏の間、紫外線が強い間は下火になる可能性があっても、インフルエンザと同じように、秋になったら第2波と呼んでいいのでしょうか。それがもうほぼほぼ来るのではないのと言われている中で、学校に来られる時期は来て勉強をして、特に学校での勉強は大事な部分をやって、オンラインが必要な状況になったとき、それにスイッチできるというのは、保護者にとっても非常に大きな安心だと思いますし、今度、教員側の立場になると、責任を果たせない焦燥感。この子どもたちをこの後来年の3月までに、1年間の勉強をどうやって入れていったらいいのだろうという焦燥感についても、ある程度不安解消というか、安心材料になるのではないかなと思います。

ネット上にユーチューブとかいろいろ無料でできても、それを配信する術がないと。しかもそれが公教育ですので、やはりみんなあるというところがとても大切なので、このように動いていただいて、本当に大変ありがたいです。

事務局次長 ほかにご意見はありますか。

對馬委員 オンライン授業をリアルタイムでやるという計画ではないということでもいいのですよね。

済美教育センター所長 最終的にはリアルタイムで双方向のオンライン授業というのはもちろん、テレビ会議とかそういったものは目指したいとは思っているのですが、今現在できるところとしては、動画の配信だったり、教材の提供だったりというところで、今回、予算計上しているものでございます。

對馬委員 分かりました。このような計画がニュースでも流れてきて、私の家族の間では、オンライン授業をリアルタイムでやった場合、同時にオンラインで受ける子が何人もいると、パソコンの取り合いになるよねという話をしています。でも、ユーチューブを見ておくというのであれば、順番に見ることもできると思いますので、そのあたりは追って環境

を整えていただければいいのかなと思いますけれども、ちょっと気になりましたので伺いました。

教育政策担当部長 現在行っているのは家庭学習への支援ということでして、学校側が動画を配信したところでも、これは文部科学省の規定によっても授業時数のカウントにはならないということになっています。ですので、今、家庭学習の支援、そこで評価できるものとか、全ての子どもたちが大体学習できているものについては、再開後、対面での授業はその分やらなくていいと書かれています。ですので、あくまでもやっぱり今は学習支援と、家庭学習の支援ということで考えています。

ただ、この先、やはりいつ終息するか分からないコロナですので、区内で再開して、先ほど次長からもあったように、ある学校で感染者が出て、その学校だけ休業になるというところが出てきた場合に、やっぱり学校間格差というところが出てしまう。そういった場合はやはりオンライン上での授業ということも想定しなければならないということで、この先を考えながらまた予算のほうも見ていきたいと考えているところです。

折井委員 リアルタイム配信というところでお話があったので、私は大学のほうでリアルタイム、いわゆる会議システム、Zoomですとかコラボレイトを毎日やっていて、今日もこれからあるのですけれども、実はリアルタイム配信の授業はあまりよくないのですよ。とてもエキサイティングな感じが新鮮で、すごくすばらしいように思えるかもしれないのですけれども、配信上のトラブルがかなりの頻度で起きるということ。そして、その配信上のトラブルがあるときに、その授業をしている人なり、サポートをする人なりが、このトラブルをどうにかしてからでないとか次に進めないということがかなり多く起こり得るのです。

そうすると、その講師の方がその道のプロだとしても、意外とそんなに効率よくきれいな授業ができないのですね。なので、かなり説明をするといったところでは、いわゆる撮りためたような、事前に録画したものを流して、必要に応じて質疑応答というのでしょうか。子どもたちなので質問タイムみたいなことに関しては、もしくは学級会的なものの方がリアルタイム配信のほうがいいのではないかと思います。

学習の効率的には私、授業でも両方経験があるのですけれども、効率的には録画授業のほうがいい。交流のためにはリアルタイムのほうが圧

倒的に楽しい。飲み会とかも最近やっているようですけれども。そういったような使い分けというのでしょうか。危機管理的にこの秋以降のことも考えるとこのようにしていただいて、また授業とかも先生方は本当に大変だと思うのですけれども、少しずつ考えていただければいいなと思います。

事務局次長 ほかによろしいでしょうか。では、特にご意見なさそうですので、それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第59号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第59号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。